

人間ドック廃止に伴う「青梅市人間ドック受診料助成金交付事業」について

1 目的

青梅市国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドックを受診した場合において、被保険者が支払うべき費用の一部を助成することにより、疾病の予防および早期発見ならびに費用負担の軽減を図り、もって被保険者の健康の保持増進に資することを目的とする。

2 助成対象者

- (1) 受診日時点の年齢が30歳以上である青梅市国民健康保険の被保険者
- (2) 青梅市後期高齢者医療に関する条例第3条に定める被保険者
- (3) 上記にかかわらず、受診日において、前年度以前の青梅市国民健康保険税に滞納がある世帯に属する者または東京都後期高齢者医療保険料に滞納がある者は、助成対象としない。

3 実施医療機関等

新町クリニック、公立福生病院、あきる台病院、公立阿伎留医療センター、日の出が丘病院のいずれかにおいて、市が指定する健康診査検査項目を行った者

4 助成金額

1回の受診につき\_\_\_\_\_円とし、1年度1回に限り交付するものとする。

5 申請方法等

- (1) 申請場所 青梅市健康センター1階（健康課）
- (2) 申請時に必要な持ち物

ア 青梅市国民健康被保険者証もしくは後期高齢者被保険者証

イ 今年度中に40歳以上となる方は、青梅市国民健康保険もしくは後期高齢者特定健康診査受診券（5月初旬に自宅に郵送されますが、未着の場合は不要）

ウ 印鑑

6 助成金の交付決定等

申請を受理し、市長はこれを審査の上、速やかに助成の可否を決定す

る。助成金の交付を決定したときは、「青梅市人間ドック受診助成金利用券」を申請者に交付する。交付を受けた者は、人間ドックの受診日に契約医療機関に当該利用券を提示することにより助成を受ける。

#### 7 助成金の受診後申請

この助成制度を知らずに人間ドックを受診した者が、受診後に申請する場合は、受診日の翌日から起算して1年を経過する日までに、契約医療機関に支払った受診料の領収書および人間ドック受診結果票の写しを添付し申請する。審査の上、助成金の交付を決定したときは、指定の口座に助成金を振り込む。

#### 8 実施期日等

平成31年4月1日から実施する。ただし、平成34年4月1日にその効力を失うものとする。